

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊総第189号

令和6年6月3日

警察活動における暑熱対策の推進について（通達）

この度、警察庁から、別添のとおり「警察活動における暑熱対策の推進について（通達）」（令和6年4月24日付け警察庁丙企画発第26号ほか。（以下「通達」という。））が示達された。

県警察では、熊本県警察基盤強化委員会（「熊本県警察基盤強化委員会設置要綱の制定について（通達）」（令和3年3月19日付け熊警第358号）別添で定める委員会をいう。）において、組織内の意見を把握しつつ必要な検討を行うこととしたので、各位にあっては、通達に掲げられた事項に基づき、適切な業務管理に努められたい。

※ 別添警察庁通達「警察活動における暑熱対策の推進について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。